

## 兵庫医科大学西宮キャンパス健康情報等の取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、業務上知り得た職員の心身の状態に関する情報（以下「健康情報等」という。）を適切かつ有効に取り扱うことを目的とする。

### (基本)

第2条 兵庫医科大学西宮キャンパスにおける業務上知り得た健康情報等は、兵庫医科大学保健管理センター（以下「センター」という。）が「健康確保措置の実施」又は「安全配慮義務の履行」のために本取扱規程に則り適切に取り扱う。

- ② 健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ職員本人（以下「本人」という。）の同意を得ることなく、前項で定めた利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。ただし、次に該当する場合を除く。
- 1 法令に基づく場合
  - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### (健康情報等)

第3条 健康情報等は別表1の内容を指す。

### (健康情報等の取扱い)

第4条 「健康情報等の取扱い」とは、健康情報等に係る収集から保管、使用（第三者提供を含む。）、加工、消去までの一連の措置を指し、別表2のとおり定義する。

### (健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲)

第5条 健康情報等を取り扱う者を、別表1のとおり区分する。

- ② 健康情報等を取り扱う責任者（以下「責任者」という。）はセンター長とする。
- ③ 健康情報等を取り扱う者とその権限、取り扱う健康情報等の範囲を、別表1に定める。  
なお、産業医の判断に基づき、必要に応じて別表1のセンター事務担当者の権限を人事部長及び人事部担当者に付与することができる。
- ④ 別表1に定めた権限を越えて健康情報等を取り扱う場合は、責任者の承認を得るとともに、本人の同意を得る。
- ⑤ 健康情報等を取り扱う者は、職務を通じて知りえた職員の健康情報等を他人に漏らしてはならない。

(健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法)

第6条 健康情報等を取り扱う場合には、あらかじめその利用目的・取扱方法を本人に通知又は公表する。公表していない場合であって情報を取得した場合には、速やかにその利用目的等を本人に通知する。

- ② 健康情報等の分類に応じた本人の同意取得については、**別表3**のとおりとする。
- ③ 次に掲げる場合は、本人の同意取得は必要としない。
  1. 法令に基づく場合
  2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  5. 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体の場合
  6. 本法人の職員が学術研究の用に供する目的のとき。
  7. その他個人情報の保護に関する法律に基づき設置された個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
  8. その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(健康情報等の適正管理の方法)

第7条 センターは利用目的の達成に必要な範囲において、健康情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- ② 健康情報等の漏えい・滅失・改ざん等を防止するため、次に掲げる組織的、人的、物理的、技術的に適切な措置を講ずる。
  - 1 責任者は、健康情報等があらかじめ定めた方法に従って取り扱われていることを確認する。
  - 2 第5条に定められた者以外は原則、健康情報等を取り扱ってはならない。
  - 3 健康情報等を含む文書(磁気媒体を含む。)は施錠できる場所への保管、記録機能を持つ媒体の持ち込み・持ち出し制限等により情報の盗難・紛失等の防止の措置を講ずる。
  - 4 健康情報等のうち、体系化され、検索可能な個人データに当たるものを扱う情報システムに関しては、アクセス制限、アクセス記録の保存、パスワード管理、外部からの不正アクセスの防止等により、情報の漏えい等の防止の措置を講ずる。
- ③ 健康情報等は、法令に基づきセンターが別に定める保存期間に従い保管する。利用目的を達した場合は、速やかに廃棄又は消去するよう努める。
- ④ 情報の漏えい等が生じた場合には、速やかに責任者へ報告する。また、事業場内部において報告及び被害の拡大防止、事実関係の調査及び原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討及び実施、影響を受ける可能性のある本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策の公表などの必要な措置を講じる。

- ⑤ 健康情報等の取扱いを委託する場合は、委託先において当該健康情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

(健康情報等の開示、訂正等)

第8条 本人より別途定める方法により当該本人の健康情報等の開示請求を受けた場合、本人に対し、遅滞なく、当該健康情報等の書面の交付による方法又は請求を行った者が同意した方法で開示する。権限を有する者が当該情報を開示する。また、本人が識別される情報がないときにはその旨を知らせる。

- ②ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合や、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等には、開示請求を受けた情報の全部又は一部を開示しないことができる。また、その場合は遅滞なく本人に対してその旨を通知する。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するように努める。開示に関しては、開示の受付先、開示に際して提出すべき書面の様式等の請求に応じる手続きを定め、本人に周知する。

- ③本人より当該本人の健康情報等について訂正、追加、削除、使用停止（第三者への提供の停止を含む。以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合で、その請求が適正であると認められる場合には、訂正等を行う。訂正等を行った場合、又は行わなかった場合いずれの場合においても、その内容を本人へ通知する。

- ④ただし、訂正等の請求があった場合でも、利用目的から見て訂正等の必要がない場合、誤りであり指摘が正しくない場合、訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合には、訂正等を行わない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知する。また、本人に対して訂正等を行わない理由を説明するよう努める。なお、評価に関する健康情報等に、評価の前提となっている事実も記載されており、それに誤りがある場合においては、その限りにおいて訂正等を行う。

(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)

第9条 あらかじめ本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。ただし、次に該当する場合を除く。

1. 法令に基づく場合
  2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ② 次に該当する場合の健康情報等の提供先は第三者に該当しない。
1. 日本私立学校振興・共済事業団と共同して健康診断や保健事業を実施する場合
  2. 健康情報等の取扱い（データ入力・分析等）を委託して実施する場合
  3. 合併その他の事由により事業の承継に伴って情報を提供する場合

③ 健康情報等を第三者に提供する場合、提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第1項のいずれかに該当する場合はこの限りではない。当該記録は作成した日から3年間保存しなければならない。

(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い)

第10条 第三者から健康情報等(個人データ)の提供を受ける場合には、次に掲げる必要な事項について確認するとともに、データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項等の記録を作成・保存する。当該記録は作成した日から3年間保存しなければならない。

1. 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名
2. 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

(事業承継、組織変更に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項)

第11条 合併、分社化、事業譲渡等により他の事業者から事業を承継することに伴って健康情報等を取得する場合、安全管理措置を講じた上で、適正な管理の下、情報を引き継ぐ。

② 労働安全衛生法によらず取り扱う情報のうち、承継前の利用目的を越えて取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得る。

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

第12条 健康情報等の取扱いに関する苦情はセンターが担当する。連絡先は以下とする。

- ・電話 : 0798-45-6544
- ・メール : hoke-kan@hyo-med.ac.jp

② 苦情に適切かつ迅速に対処するものとし、必要な体制を整備する。

(取扱規程の職員への周知の方法)

第13条 本取扱規程は学校法人兵庫医科大学ホームページの教職員専用ページへの掲載により職員に周知する。

② 職員が退職後に、健康情報等を取り扱う目的を変更した場合には、変更した目的を退職者に対して周知する。

(教育・啓発)

第14条 健康情報等の取扱いに関して、健康情報等を取り扱う者(事業者を含む。)及びその他の職員を対象に3年毎に研修を行う。

(事務)

第15条 この規程の主管部署は、センターとする。

(改廃)

第16条 年1回及び必要に応じて、この取扱規程の見直しを行う。この規程の改廃はセンター

長が発議し安全衛生委員会の意見を聴き常務会において行う。

附 則

本規程は、2019年4月1日より施行する。

別表 1

健康情報等の種類及び健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲

健康情報等の内容	取り扱う者及びその権限			
	センター長	産業医・保健師	職員本人の所属長	センター事務担当者
①センターが作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施した健康診断の結果	△	○	△	○
①-1 上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	○
②センターが実施した健康診断の結果並びに職員から提出された健康診断の結果	△	○	△	○
②-1 上記の健康診断を実施する際、センターが追加して行う健康診断による健康診断の結果	△	○	△	○
②-2 上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	○
③ センターが医師又は歯科医師から聴取した意見及びセンターが講じた健康診断実施後の措置の内容	◎	○	△	△
④センターが実施した保健指導の内容	△	○	△	△
④-1 上記の保健指導の実施の有無	◎	○	△	△
⑤ 労働時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して、センターが実施した医師による面接指導の結果及び職員から提出された他の医師が行った面接指導の結果	△	○	△	△
⑤-1 上記の職員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△

⑥ センターが医師から聴取した意見及びセンターが講じた面接指導実施後の措置の内容	◎	○	△	△
⑦センターが実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	◎	○	△	△
⑧センターが実施したストレスチェックの結果	△	○	△	△
⑨センターが実施した面接指導の結果	△	○	△	△
⑨-1 上記の職員からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
⑩センターが医師から聴取した意見及びセンターが講じた面接指導実施後の措置の内容	◎	○	△	△
⑪健康保持増進措置を通じてセンターが取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	△	○	△	△
⑫職員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報	△	○	△	△
⑬ 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	○	△	△
⑭ 通院状況等疾病管理のための情報	△	○	△	△
⑮ 健康相談の実施の有無	△	○	△	△
⑯ 健康相談の結果	△	○	△	△
⑰ 職場復帰のための面談の結果	△	○	△	△
⑱ (上記のほか)産業保健業務従事者(産業医・保健師)が職員の健康管理等を通じて得た情報	△	○	△	△
⑲ 任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報	△	○	△	△

※◎：事業者が直接取り扱う。

※○：情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。

※△：情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、保健師が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。

別表2：健康情報等の取扱いに関する定義

方法の種類	具体的内容
収集	健康情報等を入手すること
保管	入手した健康情報等を保管すること
使用	健康情報等を取り扱う権限を有する者が、健康情報等を（閲覧を含めて）活用すること、また第三者に提供すること
加工	収集した健康情報等の他者への提供に当たり、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること。
消去	収集、保管、使用、加工した情報を削除するなどして使えないようにすること

別表3：健康情報等の分類と同意取得の有無・方法

①法令に基づき、収集する情報	本人の同意を得ずに収集することができる。
②法令で定められていない項目について収集する情報	適切な方法により本人の同意を得ることによって収集することができる。取扱規程に定めている情報に関しては、本取扱規程が、本人に認識される合理的かつ適切な方法により周知され、本人が本取扱規程に規定されている健康情報等を本人の意思に基づき提出したことをもって、当該健康情報の取扱いに関する本人からの同意の意思が示されたものとする。